

第2回社会保障審議会企業年金部会（2013年12月18日）資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000032556.html>

第2回社会保障審議会企業年金部会 資料 平成25年12月18日

年金局企業年金国民年金基金課企画係（代表電話）03(5253)1111(内線3329)

○議事次第

- ・ [議事次第\(PDF:71KB\)](#)

○配付資料

- ・ [資料1 社会保障審議会企業年金部会委員名簿\(PDF:95KB\)](#)
- ・ [資料2 厚生年金基金制度改正の施行に向けた検討内容\(PDF:3.626KB\)\(パブコメ内容\)](#)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutan\\_tou/0000032561.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan_tou/0000032561.pdf)
- ・ [資料3 各厚生年金基金向けに発出する文書の骨格\(案\)\(PDF:293KB\)\(企業年金制度の方向性について\)](#)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutan\\_tou/0000032562.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan_tou/0000032562.pdf)
- ・ [参考資料1 政省令等の改正案の概要\(PDF:1.084KB\)](#)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutan\\_tou/0000032563.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan_tou/0000032563.pdf)
- ・ [参考資料2 厚生年金基金に関する基礎資料\(PDF:1.808KB\)](#)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutan\\_tou/0000032564.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan_tou/0000032564.pdf)
- ・ [参考資料3 厚生年金基金の財政状況等\(PDF:418KB\)](#)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutan\\_tou/0000032565.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan_tou/0000032565.pdf)
- ・ [参考資料4 平成26年度与党税制改正大綱\(抜粋\)\(PDF:76KB\)](#)
- ・ [参考資料5 社会保障審議会企業年金部会運営規則\(PDF:66KB\)](#)

主なパブリックコメント（上乘せ支援策について）から抜粋

	寄せられた主な意見	対応（案）
1	今回の基金制度見直しについて、基金の果たしてきた役割、改正に至る経過と目的、今後の企業年金制度への取組み方針について、厚生労働省の考え方を各基金理事長宛に発出していただきたい。（再掲）	お求めのあった文書を来年2月の代議員会に間に合うよう、発出することとしてはどうか。
9	キャッシュバランスプランの給付設計弾力化は受給権保護を弱めるものであり、問題ではないか。また、指標の緩和は基金の資産運用者のモラルハザードを起こす恐れが大きくなるのではないか。	給付設計の変更は、労使間で十分に検討し合意の上で行われているものであれば、問題ないのではないかと。 ※給付設計の変更や給付減額の要件は従来どおりであり、緩和していない。
21	移行後の企業年金において、退職時に確定したルールを後になって変更されては困るので、退職者の発言の場をしっかりと確保してほしい。	現行でも、十分に受給権の保護がされているのではないかと。 ※受給者の給付減額を行う場合は理由要件を満たしていることに加え、受給者の3分の2以上の同意と減額しなかった場合の特例一時金を支給する必要がある。 ※給付設計の変更や給付減額の要件は従来どおりであり緩和していない。
22	企業年金制度を誰もが安心できる老後保障の制度とするため、基準緩和措置のみではなく、受託者責任も強化していただきたい。	来年の春以降、企業年金部会で議論してはどうか。

23	確定給付企業年金における支払保証制度を早急に確立すべきではないか。	支払保証制度については、制度を創設する費用、公平性の観点で課題があるため、来年春以降の検討としてはどうか。
----	-----------------------------------	---

### 各厚生年金基金向けに発出する文書の骨格（案）

項目	概要
1. 今回の制度改正の趣旨	
(1) 制度改正の背景と必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業構造の変化、運用環境の急激な変化、厚生年金基金の成熟度の高まりなど、基金を取り巻く環境は制度創設時から大きく変化</li> <li>・ 代行割れの構造化は、こうした環境変化を受けたもの</li> </ul>
(2) 制度改正の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代行部分と上乗せ部分を一体的に給付する仕組みを、限られた職域で将来にわたって安定的に維持・継続することは、財政基盤が非常に健全な基金以外にとっては非常に困難</li> <li>・ 構造的な代行割れは、基金の加入員や事業主だけでなく厚生年金本体の被保険者・事業主にとってもリスク</li> <li>・ 今回の制度改正は、上記（1）を踏まえ、公的年金と上乗せ年金の関係の再整理を行うもの</li> </ul>
2. 今回の制度改正の内容	
(1) 特例解散等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金と上乗せ年金の関係の再整理を行うため、財政基盤が非常に健全な基金以外は、解散・代行返上等を促進</li> <li>・ 特に、代行割れした基金については、迅速な取り組みを促すため、5年間の時限措置として、特例解散等の仕組みを創設</li> <li>・ 厚生年金本体の関係者の理解も得ながら、5年間の特例期間に解散・代行返上等を促進</li> </ul>
(2) 存続基準等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上乗せ部分を含めて十分な積立てがされている、財政基盤が非常に健全な基金は存続が可能（存続要件は法定）</li> <li>・ こうした基金についても、代行割れの再発を防止する観点から、モニタリング等の措置を導入</li> </ul>
3. 上乗せ給付の再建について	
(1) 上乗せ給付再建の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上乗せ給付の再建は、受給権保護の観点から非常に重要</li> <li>・ 基金の加入員等及び事業主にとっても、上乗せ給付再建は大きなメリット</li> <li>・ 各基金の今後の方向性の議論に際して、重要議題として議論が必要</li> </ul>
(2) 関係当事者間の議論の重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上乗せ給付の再建の議論に際して、基金の現状（運営状況、財政状況、ガバナンスのあり方など）について加入員等及び事業主にわかりやすく情報を開示することが必要</li> <li>・ その上で、上乗せ給付を再建する場合、給付・負担の水準、関係者の責任、運営に要するコストなどを具体的に選択肢として提示し、加入員、事業主等の関係者で議論をいただくことが必要</li> <li>・ 基金事務局は、こうした選択肢の提示をはじめ、関係当事者で議論いただくために中心的な役割を期待</li> </ul>
(3) 上乗せ給付再建のための具体的なスキーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入員及び事業主に示す上乗せ給付再建選択肢を検討する際の着眼点等について具体的に例示する。</li> </ul>
4. 企業年金制度の方向性	
(1) 老後所得保障としての位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金と上乗せ年金を組み合わせることで老後の所得を保障していくことは世界的な潮流。</li> <li>・ 我が国においても、確定給付型年金、確定拠出型年金等の充実を図り、老後の所得を充実させていくことが必要。</li> </ul>
(2) 関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記（1）の目的を達成するための関係者の役割について記載。</li> </ul>